

芦屋市分別収集計画

(第8期)

平成28年7月

芦 屋 市

芦屋市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行していくことが重要である。

本市では、焼却灰とばいじん処理物の最終処分場が市内に確保できないため、安全に安定して処理ができる大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖埋立処分場）に埋立処分を委託している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、環境負荷の少ない循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 昭和56年度から実施している再生資源集団回収事業は、自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で取り組まれ、広く市民に定着しているため、本計画に組み入れる。
- (2) ごみの減量と再利用を促進するため、平成13年10月から粗大ごみの収集・処理の有料化を実施し、粗大ごみの品目や大きさに応じて、300円から2,400円の範囲で300円ごとに料金を設定をしている。その収集した粗大ごみの中から再生可能な自転車、家具類などを修理し、再生品として無料展示（家具類のみ）及び有料展示（自転車・家具類）によるリユースフェスタを開催することにより、市民に対し利用を促すとともに、ごみの減量化及び再利用を促進する。
- (3) 平成16年4月から「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」の分別収集を新たに開始した。
現在、市民に定着していることから、当面は現行の分別区分を継続する。

- (4) 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うため、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」で報告を行った「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」に基づいたごみの減量化・再資源化に関する取組みを盛り込んだ分別収集計画とする。
- (5) 市民一人一人の生活の中で、ごみを減らすことが必要であるため、ごみの分別に関すること、再資源化物の流れ、再生品の種別及びその利用促進など、総合的に啓発することにより、循環型社会の実現を目指した分別収集計画とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に改定を行う。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

なお、プラスチック製容器包装は、分別収集に必要な施設及び人員を確保する必要があり、また、ダイオキシン類低減対策として、高温焼却するための燃料源としているため、現在のところ分別収集をしていない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号) (t)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	4,122.8	4,127.2	4,131.7	4,136.0	4,141.4

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

(t)

容器包装廃棄物 項目		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
缶類	スチール製 容器	108.1	108.2	108.4	108.5	108.6
	アルミ製 容器	172.4	172.5	172.7	172.8	173.1
	小計	280.5	280.7	281.1	281.3	281.7
ビン類	無色のガラ ス製容器	207.0	207.2	207.4	207.6	207.9
	茶色のガラ ス製容器	111.7	111.9	112.0	112.1	112.3
	その他のガラ ス製容器	158.9	159.1	159.3	159.5	159.7
	小計	477.6	478.2	478.7	479.2	479.9
飲料用紙パック 容器		157.8	157.9	158.1	158.2	158.4
段ボール		1,100.5	1,101.6	1,102.8	1,104.0	1,105.5
その他紙製容器 包装		471.5	472.1	472.6	473.1	473.7
ペットボトル		325.1	325.4	325.7	326.1	326.4
その他 製プラ スチ 容器	白色トレイ	61.0	61.1	61.1	61.2	61.2
	その他のプ ラスチック 製容器包装	1,248.8	1,250.2	1,251.6	1,252.9	1,254.6
	小計	1,309.8	1,311.3	1,312.7	1,314.1	1,315.8
合計		4,122.8	4,127.2	4,131.7	4,136.0	4,141.4

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。また、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」では、ごみの減量化・再資源化の推進とその活動について協議をする。

(1) 環境教育、啓発活動の充実（継続）

ごみの減量化・再資源化についての関心を高めるため、市内の小・中学生を対象にポスターの募集を行い、市役所庁舎内に展示をし、広く市民に環境問題を啓発する。また、芦屋市家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダー、市広報紙の環境特集号、リユースフェスタ、環境処理センターの施設見学会などの啓発活動を通して、ごみ問題について認識を深め、市民・事業者・市が連携して、3R生活の普及を推進し、地球環境問題の中のごみ問題を取り上げ、啓発活動に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制（拡充）

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル店）」について、市のホームページ、家庭ごみハンドブックに掲載し、簡易包装の取組みを啓発している。また、平成28年1月から3月に市内の全事業者にアンケート調査を行った結果を踏まえて、今後、登録店舗数の拡大を図る。

(3) 買い物袋持参の徹底（見直し）

買い物袋持参運動を実施し、買い物の際に買い物袋を持参することにより、排出される包装ごみの削減に取り組む。

また、本市と生活共同組合コープこうべは、平成19年5月31日に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を締結し、環境を大切にしたい「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現に向け、市民・事業者・市が協働して推進する「ごみの減量化・再資源化」の一つとして、レジ袋を削減する。

なお、平成30年度までには、当該協定内容を見直す予定にしている。

(4) 再生資源集団回収事業の推進（拡充）

再生資源集団回収報奨金制度を活用している自治会等の活動団体は、平成27年度末現在、171団体あり、回収した資源ごみ量は、年間約3,894トンに達している。

活動団体の登録数をさらに増やすべく、制度を見直し、事業を推進する。

(5) 持ち込みごみの予約制の導入（新規）

平成26年10月から持ち込みごみについては予約制を導入し、ごみの減量化とごみの適正処理を進めている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

環境処理センターの整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック, 段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料, しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

(t)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	105.4		105.5		105.6		105.8		105.9	
主としてアルミ製の容器	108.5		108.6		108.8		108.8		108.9	
無色のガラス製容器	(合計) 168.7		(合計) 168.9		(合計) 169.1		(合計) 169.3		(合計) 169.5	
	(引渡) 168.0	(独自) 0.7	(引渡) 168.2	(独自) 0.7	(引渡) 168.4	(独自) 0.7	(引渡) 168.6	(独自) 0.7	(引渡) 168.8	(独自) 0.7
茶色のガラス製容器	(合計) 91.3		(合計) 91.4		(合計) 91.5		(合計) 91.6		(合計) 91.7	
	(引渡) 89.7	(独自) 1.6	(引渡) 89.8	(独自) 1.6	(引渡) 89.9	(独自) 1.6	(引渡) 90.0	(独自) 1.6	(引渡) 90.1	(独自) 1.6
その他のガラス製容器	(合計) 129.5		(合計) 129.6		(合計) 129.8		(合計) 129.9		(合計) 130.1	
	(引渡) 129.5	(独自) -	(引渡) 129.6	(独自) -	(引渡) 129.8	(独自) -	(引渡) 129.9	(独自) -	(引渡) 130.1	(独自) -
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	27.7		27.7		27.7		27.7		27.7	
主として段ボール製の容器	791.5		792.4		793.3		794.1		795.2	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 6.0		(合計) 6.0		(合計) 6.0		(合計) 6.0		(合計) 6.0	
	(引渡) 0	(独自) 6.0	(引渡) 0	(独自) 6.0	(引渡) 0	(独自) 6.0	(引渡) 0	(独自) 6.0	(引渡) 0	(独自) 6.0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器又はその他が主たる原料となるもの	(合計) 181.3		(合計) 181.4		(合計) 181.6		(合計) 181.7		(合計) 181.9	
	(引渡) 139.4	(独自) 41.9	(引渡) 139.5	(独自) 41.9	(引渡) 139.7	(独自) 41.9	(引渡) 139.8	(独自) 41.9	(引渡) 140.0	(独自) 41.9
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 20.9		(合計) 20.9		(合計) 20.9		(合計) 20.9		(合計) 20.9	
	(引渡) 0	(独自) 20.9	(引渡) 0	(独自) 20.9	(引渡) 0	(独自) 20.9	(引渡) 0	(独自) 20.9	(引渡) 0	(独自) 20.9
(うち白色トレイ)	(合計) 13.5		(合計) 13.5		(合計) 13.5		(合計) 13.5		(合計) 13.5	
	(引渡) 0	(独自) 13.5	(引渡) 0	(独自) 13.5	(引渡) 0	(独自) 13.5	(引渡) 0	(独自) 13.5	(引渡) 0	(独自) 13.5

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口は、芦屋市総合計画の将来推計人口を基に設定している。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
96,830 人 (対前年度比) 100.1%	96,937 人 (対前年度比) 100.1%	97,044 人 (対前年度比) 100.1%	97,149 人 (対前年度比) 100.1%	97,282 人 (対前年度比) 100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や集合住宅管理組合等で集団回収を行っている「缶」、
「紙パック」、「段ボール」については、引き続き各団体が分別収集を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集 店頭回収	市民間業者
	アルミ製容器		市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期収集 店頭回収	市民間業者
	茶色のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
	その他のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 住民団体による集団回収	市民間業者
	その他の紙製容器包装	上記以外の紙製容器包装	市による定期収集	市民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 店頭回収	市民間業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

「紙パック」、「段ボール」、「その他紙類」は、市が収集し、計量後直接再生資源回収業者に運び、再資源化している。

「缶」、「ビン」、「ペットボトル」は、本市環境処理センターで選別、圧縮・保管している。

選別、圧縮・保管施設は、適切に維持管理を行い、ごみの減量化・再資源化の向上を図るための整備を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	2 t パッカー車	環境処理センター (選別、圧縮・ 保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	ビン	袋		
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス 製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛るか、 袋	2 t パッカー車	環境処理センター 再生資源回収 業者
段ボール	段ボール	紐で縛るか、 袋		
その他の紙製 容器包装	上記以外の紙 製容器包装	紐で縛るか、 袋		
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	環境処理センター

上記のとおり「芦屋市分別収集計画」を定める。

芦屋市長 山中 健